

条例の制定・廃止と一部改正

条例の制定

特別職の給料 1年間の減額

●町長等の給料の特例に関する条例の制定

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の給料を減額するもの。

町長が、給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1日から1年の間。

副町長ならびに教育長が、給料月額から当該給料月額の100分の5に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1日から1年の間とする特例を定めるもの。

可決(多数)

討論

反対

小松孝年 議員



不祥事や

無駄遣いが

厳しい財政

状況の要因

でもないのに、身を切る

というのは全くナンセン

スだと思うし、減給でこ

の状況が回復するわけ

もない。それよりも、こ

の危機を乗り越えるため

の財源確保に集中するなど、もつと頑張ってくれとの叱咤激励の意を込めて、反対する。

教育振興交流支援 施設の管理運営を

●教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定

大方高校学生寮の機能を有する教育振興交流支援施設の管理運営について必要事項を定めるもの。

条例の一部改正

小黒ノ川集会所 町立集会所に追加

●集会所設置及び管理に関する条例の一部改正

昨年12月、小黒ノ川394番地4に木造平屋延べ床面積28・8㎡、事業費941万円で建設された小黒ノ川地区の集会所を、町立の集会所として追加するため、条例の一部改正をするもの。

可決(全員)

入居資格者は、大方高校に在学または入学が決定している者。町外から転入して本町に居住し、就業しようとする者及びその家族。その他町長が必要と認める者。

可決(全員)

職員給与 国家公務員に準拠

●一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

令和6年8月8日付けの人事院勧告の趣旨に沿った国家公務員の給与改正に準拠し、一般職の職員の給料月額、各種手当の額等を一部改正するもの。

可決(全員)

新旧の国道に囲まれた小黒ノ川集会所
(令和7年3月下旬)



職員の育児休業等 福利厚生の実施へ

●職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本町職員の育児休業等に関する条例の同法の引用条項について改正が生じるため、条例の一部改正をするもの。

可決(全員)

条例の廃止

今後とも利用が 見込まれず廃止に

●介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例の廃止

これまで利用実績がなく、今後とも利用が見込まれないことから、条例の廃止を行うもの。

可決(全員)

10Pに関連
記事あり



入居準備が進む大方高校側に建設の教育振興交流施設(手前、令和7年3月30日)